

令和3年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月18日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- 日程第18 議案第10号 財産の取得について
日程第19 議案第11号 令和3年度遠軽町一般会計補正予算(第3号)
日程第20 発委第1号 遠軽町議会会議規則の一部改正について
日程第21 意見案第1号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書
日程第22 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第23 意見案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

◎出席議員（16名）

議長	16番	前田篤秀君	15番	今村則康君
	1番	高橋義詔君	2番	稲場仁子君
	3番	佐藤登君	4番	秋元直樹君
	5番	一宮龍彦君	6番	竹中裕志君
	7番	渡部正騎君	8番	山谷敬二君
	9番	阿部君枝君	10番	前島英樹君
	11番	佐藤昇君	12番	山本悟君
	13番	黒坂貴行君	14番	岩澤武征君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	河原英男君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会会長	新国純一君

◎説明員

副 町 長	舟 木 淳 次 君	総 務 部 長	佐 藤 祐 治 君
経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君	経 済 部 技 監	内 野 清 一 君
総 務 課 長	鈴 木 浩 君	情 報 管 財 課 長	吉 岡 秀 利 君
企 画 課 長	今 井 昌 幸 君	財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君
保 健 福 祉 課 長	古 賀 伸 次 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 静 江 君
子 育 て 支 援 課 長	太 田 貴 幸 君	農 政 林 務 課 長	広 瀬 淳 次 君
商 工 観 光 課 長	長 原 裕 一 君	建 設 課 長	井 上 隆 広 君
水 道 課 長	大 川 寿 雄 君	生 田 原 総 合 支 所 長	今 泉 邦 夫 君
生 田 原 総 合 支 所 産 業 課 長	大 泉 勝 義 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	加 藤 政 勝 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 産 業 課 長	倉 内 健 一 君	白 滝 総 合 支 所 長	鴻 上 栄 治 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
総 務 課 長	村 上 裕 和 君	社 会 教 育 課 長	水 野 徹 君
監 査 委 員 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 淳 次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	小 野 寺 正 彦 君	事 務 局 参 事	岩 井 誠 志 君
事 務 局 係 長	田 中 郁 美 君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、阿部議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。
お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。
これを日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第18 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第10号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 議案第10号財産の取得について説明いたします。
遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、戸籍電算システム機器等一式であります。
次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、サーバー3台、サーバー周辺機器一式、無停電電源装置3台、バックアップ装置一式、パソコン5台、複合機5台、プリンター1台、戸籍電算システムソフトウェア一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は随意契約でありまして、取得の価格は1,539万5,380円であります。

取得の相手方は、東京都港区芝3丁目8番2号、リコージャパン株式会社、代表取締役、坂主智弘であります。

この財産の取得につきましては、6月14日、リコージャパン株式会社との見積もり合

わせを行いまして、1,539万5,380円で決定しております。

見積もり合わせの執行状況につきましては、配付しております財産の取得又は処分に係る入札等状況の一覧表1番に掲載しておりますので御参照願います。

なお、リコージャパン株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、11月30日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） それでは、更新ですよね、多分。何年に一度の更新というふうになっているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 更新の時期であります。前回につきましては、28年度に行っております。5年に一度の更新ということになっております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

渡部議員。

○7番（渡部正騎君） 念のため確認なのですが、先ほど納期11月30日というお話だったと思うのですが、財産の取得又は処分に係る入札等状況を見ますと、納期9月30日となっているのですけれども、どちらが正しいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） 申し訳ございません。大変失礼しました。納期9月30日で間違いありませんので。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 5年に一度の更新ということで、今回、リコージャパン、随契、特命になっておりますが、前回も、以前も全てのリコージャパンの継続できているのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 吉岡情報管財課長。

○情報管財課長（吉岡秀利君） ただいまの質問に御説明させていただきます。

当初、4月9日に指名選考委員会を行いまして、その段階では、戸籍システムを扱う2者を選考してございまして、実は1者が辞退したということで、今回このほかに入札参加可能な資格登録業者が1者もない状況から、再度、6月1日に再選考しまして、見積もり合わせを行って随意契約をしたものであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） 遡って申し訳ないのですが、5年前の納入御者はどこになるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） リコージャパンでございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第11号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 議案第11号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億6,734万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に632万5,000円を追加し、総額を16億5,128万1,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、2項道補助金に318万3,000円を追加し、総額を8億9,768万7,000円とするものです。

これにより、歳入合計199億5,783万9,000円に950万8,000円を追加し、総額を199億6,734万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に950万8,000円を追加し、総額を13億1,041万円とするものです。

これにより、歳出合計199億5,783万9,000円に950万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の199億6,734万7,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業950万8,000円につきましては、高齢者接種の前倒しに伴うコールセンターへの電話受け付け及び相談受け付け等の増加に対応し、7月までの間、回線を3台に増強するために必要な新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料の追加407万円、ワクチンの集団接種会場への来場者を安全に誘導するため、駐車場における車両誘導員の配置100日分に必要な車両誘導業務委託料225万5,000円、高齢者接種の前倒しに伴い、時間外及び休日に集団接種や高齢者施設等の巡回接種へ医療従事者を派遣するための経費負担として、派遣医療機関への新型コロナウイルスワクチン接種負担金318万3,000円をそれぞれ計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金632万5,000円につきましては、高齢者接種の前倒しに伴い追加するコールセンター業務委託料及び集団接種会場の車両誘導業務経費に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加です。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金318万3,000円につきましては、時間外及び休日のワクチン接種への医療従事者派遣の経費負担に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

4款衛生費、8ページから9ページ。

高橋議員。

○1番（高橋義詣君） コールセンターについてちょっとお伺いしたいのですが、遠軽町の場合、コールセンターというのはどこにあって、何人体制でやっていますか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 保健福祉総合センターげんき21において4回線、4名体制で実施しております。加えて、北見に民間のコールセンター事業所がございまして、そちらに同じ番号で転送するという形で、従来までは1回線でありましたが、今回3回線分を増やしまして、合計8回線分となっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

阿部議員。

○9番（阿部君枝君） 同じところの下段で、車両誘導業務委託料として見っていますが、225万5,000円、100日分ということですが、何名体制で100日分なのか。

○議長（前田篤秀君） 古賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（古賀伸次君） 1名体制になります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） なければ、16款道支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号令和3年度遠軽町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発委第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議会運営委員長。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正について説明いたします。

提案理由は、社会情勢などを勘案し、議会における欠席の届出の取扱いに関して規定するほか、請願者の利便性の向上を図るため、本規則を一部改正するもので、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会会議規則の一部を改正する規則でありまして、同規則の一部を次のとおり改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き

願います。

遠軽町議会会議規則新旧対照表でありまして、第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものです。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改めるものです。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第21 意見案第1号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○9番(阿部君枝君) ー登壇ー

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書。

現在、教育の現場では「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与並びに校内の高速ネットワーク整備が進められています。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の

配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められています。またデジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い学校のシステムに接続する必要があり、例えば転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらにデジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されています。そこで、各自治体において、Society 5.0時代を生きる子どもたちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて取り組んでいくべきです。

そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

記。

1、情報端末の利活用、個人情報の取り扱いなど教育DXに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。

2、システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。

3、様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための統一規格について検討を進めること。

4、よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身につける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和3年6月18日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第 2 2 意見案第 2 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 2 意見案第 2 号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹中議員。

○6 番（竹中裕志君） ー登壇ー

地方財政の充実・強化を求める意見書。

新型コロナウイルスにより、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しております。

ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められ、それと同時に、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害への対応も迫られております。

こうした地方の財源対応について、政府は、いわゆる「骨太方針 2 0 1 8」に基づき、令和 3 年度の地方財政計画まで平成 3 0 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してまいりました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われている中、令和 4 年度以降の地方財政が十分に確保できているか大きな不安が残されております。

このため、令和 4 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍における新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めるものであります。

記。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これを柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた確実な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズに対応する社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した

段階補正の強化など対策を講じること。

5、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月18日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第23 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 意見案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番佐藤議員。

○3番（佐藤 登君） —登壇—

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、さらに2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

本町を初め、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組が進められてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月18日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しまし

た。

以上で、令和3年第4回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前田 篤 秀

署 名 議 員 福 場 仁 子

署 名 議 員 阿 部 君 枝